

国立大学法人東京学芸大学施設等使用許可事務取扱要項の一部改正について

改正理由：施設等の使用に関する使用料に係る延滞金の取扱いについて整理するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(使用料等)</p> <p>第8条 第6条第1項により施設使用を許可された使用者は、施設等の使用に係る使用料（以下「使用料」という。）及び光熱水費の実費相当額（以下「光熱水費」という。）を、<u>出納命令役の発行する請求書により</u>指定された期日までに支払わなければならない。</p> <p><u>2</u> 使用料は、昭和33年1月7日付大蔵省管財局長通知第1号「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について」別添5使用料算定基準を準用し、算定する。ただし、電柱等を設置するための使用に係る使用料は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者にあつては、電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）第5条に定める額により、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者又は同項第12号に規定する卸供給業事業者にあつては、当該電気事業者等の内規により定められた使用料による。</p> <p><u>3</u> 前項本文の規定にかかわらず、社会一般で広く採られている方法で算定することが適当と認められる場合は、当該方法により算定することができる。</p> <p><u>4</u> 使用料は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、改定することができる。</p> <p><u>5</u> 光熱水費は、使用料に含むことができるものとする。</p> <p><u>6</u> 原則として、既納の使用料及び光熱水費は、返還しない。</p> <p><u>7</u> 国立大学法人東京学芸大学における名義の使用許可に関する要項（平成22年11月18日制定）第6条第3号に規定する使用料の減免については、次表のとおりとする。</p> <p>[省略]</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> この要項は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>[省略]</p> <p>(使用料等)</p> <p>第8条 第6条第1項により施設使用を許可された使用者は、施設等の使用に係る使用料（以下「使用料」という。）及び光熱水費の実費相当額（以下「光熱水費」という。）を、指定された期日までに支払わなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>使用者は、使用料及び光熱水費を、指定された期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 使用料は、昭和33年1月7日付大蔵省管財局長通知第1号「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について」別添5使用料算定基準を準用し、算定する。ただし、電柱等を設置するための使用に係る使用料は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者にあつては、電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）第5条に定める額により、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者又は同項第12号に規定する卸供給業事業者にあつては、当該電気事業者等の内規により定められた使用料による。</p> <p><u>4</u> 前項本文の規定にかかわらず、社会一般で広く採られている方法で算定することが適当と認められる場合は、当該方法により算定することができる。</p> <p><u>5</u> 使用料は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、改定することができる。</p> <p><u>6</u> 光熱水費は、使用料に含むことができるものとする。</p> <p><u>7</u> 原則として、既納の使用料及び光熱水費は、返還しない。</p> <p><u>8</u> 国立大学法人東京学芸大学における名義の使用許可に関する要項（平成22年11月18日制定）第6条第3号に規定する使用料の減免については、次表のとおりとする。</p> <p>[省略]</p> <p>[省略]</p>